


所管部課	市民部 納税課	部長	村上 敏彰																	
件名	東大和市納税管理及び徴収補助等業務委託優先交渉権者選定委員会 設置要綱について																			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項																
関係事項	条例 規則																			
	部課 機関	企画財政部、総務部、子育て支援部																		
<p>1. 要 旨</p> <p>専門事業者に蓄積された技術的知識を活用し、事務プロセスの合理化や効率化を図ると同時に、徴税吏員の本来業務である公権力の行使に専念できる環境を創り出すことを目的に滞納整理及び収納管理における事務処理の一部を専門事業者へ外部委託するものである。その内容としては、既存の「滞納整理システム」と新たに事業者の催告システムを使用し、滞納者に対する納税の慫慂行為いわゆるコールセンター的業務と催告書・督促状等の発送業務そして市税・国保税の収納や還付事務等滞納整理及び収納管理における公権力の行使に関連する補助的な業務（決裁準備）を外部委託するものである。</p> <p>専門事業者の選定については、プロポーザル方式により行うため、その選定事務を行う選定委員会の設置要綱を制定したものである。</p> <p>(1) 委員会構成 副市長（委員長）、企画財政部長、総務部長、市民部長及び子育て支援部長</p> <p>(2) 今後のスケジュール<予定></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施要領等の配布開始</td> <td>平成30年11月2日（金）</td> </tr> <tr> <td>質問の受付</td> <td>平成30年11月14日（水）まで</td> </tr> <tr> <td>質問に対する回答</td> <td>平成30年11月21日（水）まで</td> </tr> <tr> <td>参加申込書・企画提案書等の提出</td> <td>平成30年12月7日（金）まで</td> </tr> <tr> <td>第1次審査（書類審査）</td> <td>平成30年12月17日（月）</td> </tr> <tr> <td>第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）</td> <td>平成30年12月27日（木）</td> </tr> <tr> <td>審査結果通知</td> <td>平成31年1月11日（金）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行日 市長決裁日 平成30年10月12日</p> <p>(4) 影響及び効果 事務処理の一部を専門事業者へ外部委託をすることで、徴税吏員の本来業務である公権力の行使に専念できる環境を創り出すことができる。</p>					内 容	期 日	実施要領等の配布開始	平成30年11月2日（金）	質問の受付	平成30年11月14日（水）まで	質問に対する回答	平成30年11月21日（水）まで	参加申込書・企画提案書等の提出	平成30年12月7日（金）まで	第1次審査（書類審査）	平成30年12月17日（月）	第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	平成30年12月27日（木）	審査結果通知	平成31年1月11日（金）
内 容	期 日																			
実施要領等の配布開始	平成30年11月2日（金）																			
質問の受付	平成30年11月14日（水）まで																			
質問に対する回答	平成30年11月21日（水）まで																			
参加申込書・企画提案書等の提出	平成30年12月7日（金）まで																			
第1次審査（書類審査）	平成30年12月17日（月）																			
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	平成30年12月27日（木）																			
審査結果通知	平成31年1月11日（金）																			
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 平成30年度補正予算第2号により予算措置。</p>																				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>																				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに専門事業者選定の事務を進めたい。</p>																				
<p>5. 審議結果</p>																				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。